



発行所

一般社団法人 全日本木材市場連盟
編集・発行人 東京都文京区後楽1-7-12
電話 03(3818)2906
FAX 03(3818)2907
毎月1回1日発行
定価 年3,000円
(会員は会費に含まれています。)

令和7年度第2回正副会長・支部長会議を開催

当連盟は、8月25日(月)、令和7年度第2回の正副会長・支部長会議を開催した。林野庁からは、福田淳木材産業課長、同課高橋秀夫流通班担当課長補佐、業務課大道一浩企画官にご出席頂いた。

開催にあたり守屋長光会長は、出席者に謝意を述べ、中小規模の製材工場が建築基準法の改正や非住宅の木材需要に応えられるよう、これらの製材工場のJAS取得促進に向けた対策をお願いしたい。非住宅木造建築が求める特殊な製材品の生産に込んでいるのは地域の中小規模製材工場が多い。トラック輸送のコストが上昇しており、丸太の長距離輸送に影響を及ぼすようになってきている。本日は林野庁の方々から行政の情報提供をいただき意見交換できる貴重な機会なので積極的に意見交換していただきたいと挨拶した。会議では非住宅分野の木材利用促進、JAS材供給における課題、改正物流効率化法への対応、価格転嫁・取引適正化に関する取組、各地の市況等について議論された。

次回理事会については、令和7年11月17日(月)に東京にて開催することを決

定した。

1. 林野庁からの情報提供

○福田淳木材産業課長からの情報提供

(1) 物流効率化法の施行について

令和7年4月から、全ての荷主(第一種荷主及び第二種荷主)に対し、①積載効率の向上、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮の努力義務が施行された。ここで第一種荷主とは、運送事業者と契約している事業者、第二種荷主とは、運送事業者との契約はなく、受け取りや引渡しのみ行う事業者のこと。

令和8年4月からは、一定規模以上の荷主(特定荷主)に対し、①中長期計画の作成、②努力義務の遵守状況等の定期報告、③責任者(物流統括管理者)の選任の義務が施行される。特定荷主の指定基準は、前年度の取扱貨物の合計重量が9万トン以上であること。合計重量は、荷主事業者ごと(会社単位)に、第一種荷主、第二種荷主のそれぞれの立場で取り扱った貨物について別々に算定する。貨物の受け取り、引き渡しを合算して算定する。材積で管理している場合は、重量への換算に当たり、1㎡あたり280kgとして換算するなど、合理的な算定方法を用いることができる。

(2) 価格転嫁・取引適正化に関する今

後の取組について

3月の大臣メッセージでもお知らせしたが、以下について関係者に周知していただくようお願いする。

①下請法違反の自主点検

下請法の適用対象については、例えば製造委託の場合の「委託」とは、物品の販売等を行う事業者が他の事業者に対し、物品等の規格・品質・性能・形状などを指定して製造(加工を含む)を依頼することをいう。委託の内容を満たす限り、請負であるか売買であるかといった契約上の形態は問わない。

主な取引の想定例としては、①木材加工事業者や流通事業者等が、樹種・径級・材長等を指定して、素材生産者に原木の生産を委託する場合、②プレカット事業者や流通事業者等が、樹種・品目・規格等を指定して、木材加工業者に製品の加工を委託する場合などがある。他方、カタログ等から指定を行う場合は、通常、下請法の対象にならない。

製造委託の場合の適用基準としては、これまで資本金の区分により、資本金1千万円超3億円以下の委託事業者が、資本金1千万円以下の中小の受託事業者に委託する場合等の基準があったが、今回の改正により、令和8年1月1日以降は従業員基準(従業員300人超の委託事業者が、従業員300人以下の中小の受託事業者に委託する場合)が追加され、資本金区分又は従業員基準のどちらかに当てはまる場合には適用基準を満たすこととなる。

下請法における親事業者の禁止事項としては、受領拒否、下請代金の支払い遅延、下請代金の減額、返品、買ったとき、購入・利用拒否等がある。公正取引委員会において、「下請法違反発見チェックシート」を作成・公表しているため、これらを活用して下請法違反の自主点検を実施していただくようお願いする。

②下請法改正

下請法が、取適(とりてき)法(製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律)の略称)に名称変更され、令和8年1月1日に施行される。これに伴う主な改正点として、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形払等の禁止、運送委託の対象取引への追加(規制対象となる取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加)等がある。

③価格転嫁を阻害する商慣習の見直し

受益者に不利益・不合理な商慣習が残っているが、下請法改正により、次の点が見直された。

・銀行振込手数料等、決済に伴う手数料の受注者負担は、合意の有無にかかわらず、違反行為(減額)に該当する。

・製造委託において不良品が発生した場合、不良の是正に要した費用を、原因の所在にかかわらず、一方的に代金から相殺する行為は、違反行為に当たり得る。

④川下事業者による価格決定の配慮等

最終製品等を消費者に提供する川下事業者において、直接の取引先を超えた、さらに先の取引先まで価格転嫁が可能となるような価格決定等を実施することが重要。本年7月8日付で国土交通大臣が

ら住宅業界団体に対し、本趣旨の要請文書を発出している。

⑤ 自主行動計画の策定

令和7年度中に、国において下請中小企業振興法に基づき、木材業界に関するサプライチェーン全体の取引の適正化等に向けたガイドラインの策定を予定している。ガイドライン策定後、業界団体において、「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定していただくので、取引適正化等に向けた行動を遵守いただくようお願いする。

⑥ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守徹底

内閣官房及び公正取引委員会において、令和5年11月、労務費の転嫁を進めるための基本的な考え方として事業者が採るべき行動・求められる行動等を取りまとめた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定した。指針は公正取引委員会のウェブサイトに掲載されているので、発注者・受注者ともにこの指針の遵守を徹底していただくようお願いする。

(3) 労働安全衛生規則の改正について

事業者が行う立入禁止等の措置について、労働者だけでなく、同じ作業場所にいる労働者以外の人（他社の労働者、資材搬入業者など契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられた。（令和7年4月1日施行）

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための

体制整備」等について義務付けられた。（令和7年6月1日施行）

○ 大道一浩業務課企画官からの情報提供

国有林材の生産量は、令和5年度には、素材生産が316万m³、立木販売が素材換算で184万m³で、合計500万m³を生産した。これは国産材の生産量3・444万m³の約15%にあたる。令和6年度には、見込み値ではあるが、素材生産が311万m³、立木販売が素材換算で176万m³、合計487万m³となり、令和5年度から約13万m³減少した。令和7年度は、7月末時点で昨年度と同程度で生産が進んでいるところ。

また、国有林野事業の立木販売結果の公表については、従前から行われてきたが、昨年度からより詳細に入札結果や物件情報（場所、樹種、本数、材積等）をホームページで公表することとした。国有林の立木の販売価格と物件情報を照らし合わせて、民有林の取引の参考となる情報を得ることができるので活用いただきたい。

令和5年度の実績として442件の立木販売の結果を公表した。このうち主たる樹種がスギである88件の単価の平均値3,030円、最低値と最高値は、1,119円と8,138円であった。

林野庁のホームページに場所の情報や単価の情報等を掲載してあるのでご利用いただきたい。わかりにくい場合はお近くの森林管理局又は森林管理署に問い合わせいただきたい。

林野庁の情報提供後の質疑応答では、改正物流効率化法への対応、価格転嫁・取引適正化の現状と対応の方向、中小規

模の製材工場のJAS取得促進、非住宅建築物への一般流通材の利用等について意見交換が行われた。

2. 最近の業務・情勢報告

事務局から、①令和7年度木材アドバイザー養成講習会の日程、②政策提言（要望事項）、③令和8年度林業・木材産業関係税制及び金融についての要望等、④林野庁補助事業の実施状況、⑤新設住宅着工戸数の推移について説明、報告した。

3. 各支部の木材需給・市況動向の報告

各支部から、丸太と製品の需要・価格の動向、建築基準法改正の影響、山側や工場での生産の動向、外材入荷と在庫の状況、買い方の対応等について報告があり、意見交換が行われた。

■ 林野庁長官、次長、国有林野部長を表敬

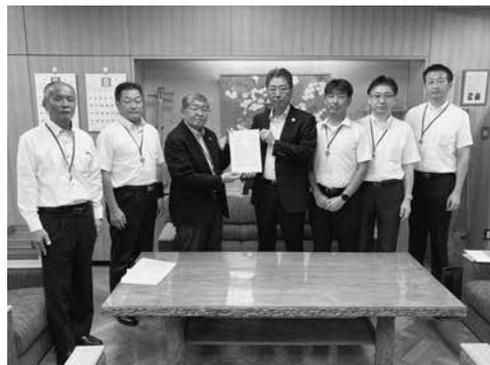
令和7年8月25日（月）、正副会長・支部長会議開催前に守屋長光会長、副会長、支部長等7名が林野庁を訪れ、小坂善太郎林野庁長官、谷村栄二林野庁次長、長崎屋圭太国有林野部長を表敬訪問し、政策提言を手交して親しく懇談させていただきました。

政策提言の概要は、経済対策、住宅取得への支援、公共建築物や非住宅分野に一般流通製材品が利用されるような構法の開発・普及、中大規模建築物の内装木質化を促進するための利用方法の開発・普及、内装材に木材を利用することが人に心理面、身体面、学習面などで効果があることの情報発信、木材市場のストック機能や需給調整機能の強化及び流通の効率化・省エネ化への支援、森林整備・

素材生産・木材加工流通業の担い手育成、中小事業者も含めた国産材の安定供給体制を構築、災害時の被災地への木材供給システムの構築、働き方改革を踏まえた輸送手段の確保のための対策、改正建築基準法の施行を踏まえ中小製材工場のJAS製材供給体制の整備、近年の輸送費、製造費の上昇を木材価格に転嫁できる対策の実施、改正クリンウッド法



谷村次長表敬訪問



小坂長官表敬訪問

の関連事業者への周知・徹底、需要動向を踏まえた適宜・適切な国有木材の生産・販売等。



長崎屋部長表敬訪問

7月の新設住宅着工戸数

5月の大幅減少から2ヶ月連続で増加

7月の新設住宅着工戸数は、総数で6万1,409戸（前年同月比9・7%減）となり、4月から4カ月連続で前年同月比の減少となった。対前月比では9・7%の増加となり、6月から2カ月連続で増加し、建築基準法等の改正前の駆け込み需要の反動で4月、5月に着工戸数が大幅に減少して以降、回復傾向がみられる。1月〜7月の累計で見ると、42万3,309戸で対前年同期比7・8%の減少となっている。

持ち家の着工戸数は1万7,665戸（前年同月比11%減）、貸家の着工戸数は2万7,412戸（前年同月比13・1%減）、分譲の着工戸数は1万5,886戸（前年同月比1・7%減）であった。

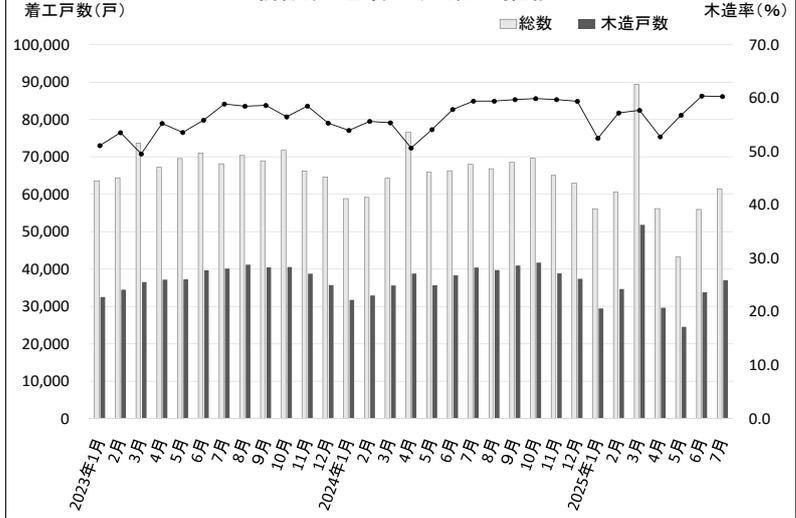
新設住宅着工戸数 速報（令和7年7月分）

令和7.8.29

年次月別	総数	利用関係別				木造住宅		木造内訳		
		持家	分譲	貸家	給与	戸数	木造率	在来軸組	プレハブ	2×4
2024年7月	68,014	19,858	16,164	31,546	446	40,420	59.4	30,682	1,079	8,659
2025年7月	61,409	17,665	15,886	27,412	446	37,024	60.3	27,720	871	8,433
対前月比	109.7	110.2	105.4	112.9	79.4	109.6	99.8	110.4	93.6	108.7
対前年同月比	90.3	89.0	98.3	86.9	100.0	91.6	101.5	90.3	80.7	97.4
24.1~当月計	459,068	121,891	134,243	199,390	3,544	253,540	55.2	193,127	5,888	54,525
25.1~当月計	423,309	112,002	118,817	188,370	4,120	241,024	56.9	183,304	6,107	51,613
当月計前年比	92.2	91.9	88.5	94.5	116.3	95.1	103.1	94.9	103.7	94.7

木造住宅の着工戸数は3万7,024戸、対前年同月比8・4%の減少となっているが、木造率は60・3%と前年を上回っており、非木造を含む住宅全体の着工戸数の減少に比べて木造住宅の減少割合は少ない。木造住宅の内訳をみると、在来軸組みが2万7,720戸（前年同月比9・7%減）、2×4が8,433戸（前年同月比2・6%減）、プレハブが8,711戸、（前年同月比19・3%減）となった。

新設住宅着工戸数の推移



製材JASの改正

農林水産省が昨年に行った製材JASの改正が本年7月30日に施行された。今回の主な改正点は次のとおり。

①目視等級区分構造用製材の定義に「カメラ撮影若しくはレーザー照射等を用いた材面測定機器による測定」を追加。これまで目視により欠点を測定していたが、熟練工の減少等が課題となっていた。高齢化等のカメラ撮影等を用いた機器による測定を追加することにより、従業員による製材選別の負担軽減や効率化が図れるとしている。

②寸法許容の合理化。

⑦造作用製材のうち、未仕上げ材（人工乾燥）については、使用者が加工を行うことを踏まえ、歩増しで製造されてきた。これまでは寸法許容差を木口断面寸法に比べて75mm以上105mm未満は+3・0、▲0などと定めてきたが、今回の改正では、使用実態に合わせた基準となるよう、木口断面によらず、短辺及び長辺の寸法許容差用を+5mmとした。

④寸法許容差については、これまで含水率20%以下の構造用製材について、木口の寸法許容差の下限が▲0mmとされていた。今回の改正では、格付けにおいて製造後の自然乾燥による収縮が考慮されるよう、寸法許容差の下限を▲0・1mmに見直した。

③曲げヤング係数の基準の変更

機械等級区分構造用製材で要求される曲げヤング係数の基準では、これまで上側値と下側値を設定して管理しており、下限値を下回る製材が多く含まれる場合のみならず、上側値を上回る製材（強度の高い製材）が多く含まれる場合も、検査において不合格とされてきた。今回の改正では、平均値と下限値による管理に見直した。これにより検査資料に強度が高い製材が含まれていても格付けが可能となり、合理的、効率的な等級区分が行われることが期待される。

令和6年の木材統計

素材需要量は前年比3・7%減少、国産材の割合は0・9ポイント上昇
農林水産省は7月29日、令和6年の木材統計調査の結果を公表した。

1. 素材需給の動向

(1) 素材需要量

素材需要量は2,280万4千㎡で、前年に比べ86万5千㎡(3.7%)減少した。これを需要部門別にみると、製材用は1,443万5千㎡で、前年に比べ62万6千㎡(4.2%)、木材チップ用は387万㎡で、同60万1千㎡(13.4%)それぞれ減少し、合板等用は449万9千㎡で、前年に比べ36万2千㎡(8.8%)増加した。

(注) 素材需要量とは、製材工場、合板工場及び木材チップ工場への素材の入荷量である。(丸太の輸出货量、木質バイオマス発電所への丸太入荷量は含まない。)

(2) 素材供給量

素材供給量のうち国産材は2,009万㎡で、前年に比べ55万7千㎡(2.7%)、輸入材は271万4千㎡で、同30万8千㎡(10.2%)それぞれ減少した。素材供給量に占める国産材の割合は88.1%で、前年に比べ0.9ポイント上昇した。

(注) 素材供給量については、素材需要量をもって供給量としている。

ア 国産材素材供給量

国産材素材供給量を針葉樹、広葉樹別にみると、針葉樹は1,871万9千㎡で、前年に比べ20万7千㎡(1.1%)、広葉樹は137万1千㎡で、同35万㎡(20.3%)それぞれ減少した。

針葉樹を樹種別にみると、素材全体の供給量の約6割を占めるすぎは1,208万5千㎡で、前年に比べ16万8千㎡(1.4%)増加し、ひのきは301万

9千㎡で、同16万1千㎡(5.1%)、からまつは169万4千㎡で、同14万3千㎡(7.8%)、えぞまつ・とどまつは123万9千㎡で、同2千㎡(0.2%)、あかまつ・くろまつは45万3千㎡で、同4万1千㎡(8.3%)それぞれ減少した。

イ 輸入材素材供給量

輸入材素材供給量を産地別にみると、輸入材の約8割を占める米材は220万6千㎡で、前年に比べ28万9千㎡(11.6%)、ニュージーランド材は29万4千㎡で、同1万5千㎡(4.9%)それぞれ減少し、北洋材は12万5千㎡で、同3千㎡(2.5%)増加した。また、製材用素材の輸入材のうち半製

需要部門別素材需要量及び材種別素材供給量 (全国)

(単位:千㎡)

年次	需要部門別素材需要量				材種別素材供給量		
	計	製材用	合板等用	木材チップ用	計	国産材	輸入材
平成30年	26,545	16,672	5,287	4,586	26,545	21,640	4,905
令和元年	26,348	16,637	5,448	4,263	26,348	21,883	4,465
2	23,550	14,851	4,626	4,073	23,550	19,882	3,668
3	26,085	16,650	5,093	4,342	26,085	21,847	4,238
4	25,954	16,363	5,355	4,236	25,954	22,082	3,872
5	23,669	15,061	4,137	4,471	23,669	20,647	3,022
6 (概数)	22,804	14,435	4,499	3,870	22,804	20,090	2,714

品入荷量は20万4千㎡で、前年に比べ2万2千㎡(12.1%)増加した。

2. 製材の動向

(1) 製材工場数、製材用動力の出力数

製材工場数は3,547工場で、前年に比べ202工場(5.4%)減少した。これを製材用動力の出力階層別にみると、1,000.0kw以上の階層は増加し、それ以外の階層は減少した。製材用動力の総出力数は60万7,369.9kwで、前年に比べ1万9,721.5kw(3.1%)減少した。1工場当たりの出力数は171.2kwで、前年に比べ3.9kw(2.3%)増加した。

(2) 製材用素材消費量

製材用素材消費量は1,471万5千㎡で、前年に比べ42万1千㎡(2.8%)減少した。1工場当たりの素材消費量は4,149㎡で、前年に比べ112㎡(2.8%)増加した。

(3) 製材品出荷量

製材品出荷量は760万7千㎡で、前年に比べ35万8千㎡(4.5%)減少した。これを用途別にみると、約8割を占める建築用材は620万5千㎡で、前年に比べ27万9千㎡(4.3%)、木箱仕組板・こん包用材は87万9千㎡で、同5万㎡(5.4%)、土木建設用材は29万4千㎡で、同2万6千㎡(8.1%)、家具建具用材は4万㎡で、同1万3千㎡(24.5%)それぞれ減少した。

また、人工乾燥材出荷量は393万4千㎡で、前年に比べ7万1千㎡(1.8%)減少した。製材品出荷量に占める人工乾燥材出荷量の割合は51.7%で、前年に比べ1.4ポイント上昇した。

令和7年度顔の見える木材供給体制構築事業 全国で5事業を実施

令和7年度の林野庁補助事業「顔の見える木材供給体制構築事業」の助成を受ける取組が決定した。この事業は、分野横断的な連携グループ等が行う森林経営の持続性が確保された木材の流通を促す仕組み作りや供給体制の構築、木材の安定需要の獲得に向けた取組、マーケットインによる木材の安定供給体制の強化や、付加価値の高い構造材・内装材・家具・建具など幅広い分野での木材の利用拡大や普及活動に向けた取組を支援することとしている。事業は日本木材総合情報センターと全市連が共同で実施する。この度、外部有識者による選定委員会の審査を経て次の5つの事業提案が選定された。

1. 山形県木材産業協同組合
2. 一般社団法人日本林業経営者協会
3. 福岡中小建設業協同組合
4. 丹波市木材林産協同組合
5. 株式会社仙台木材市場

事業名：未利用地域産広葉樹材の利活用
事業名：持続可能な地域づくりに向けた森林資源活用とネイチャーポジティブな木材流通の推進